

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施概要

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
1	令和7年度不足額給付金支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 561世帯×30千円、子ども加算 50人×20千円、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者 499人(19,840千円)のうちR7計画分 事務費 1,286千円 事務費の内容 [役務費(郵送料等) 業務委託料 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(561世帯)、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者数(499人)	R7.8	R8.3
2	大樹町プレミアム商品券発行事業	①食料品等の物価高騰に伴い。町内における消費の喚起、下支えを通じた生活者支援及び地域経済の好循環のため、プレミアム商品券を発行する。 ② I 発行商品券プレミアム分(50%) II 事務費 ③ I 1千円×24,000冊×2回=48,000千円 II 3,389千円 ④大樹町民	R8.1	R9.3
3	大樹町水道基本料金免除事業(R7.4～R7.6分)	①物価高騰の影響を受けている事業者・町民の負担等の負担を軽減するため、令和7年4月から令和7年6月までの3か月間、水道基本料金を免除するとともに、「自家水」利用者に対して「家事用」区分の水道基本料金相当額を給付して、生活支援を行うことを目的とする。 ② I 水道事業会計補助(「家事用(小口)」、「家事用」、「業務用」、「営農用」、「工業用」契約者)、II 「自家水」利用者 ③ I 「家事用(小口)」1,467円×632戸×3カ月、「家事用」2,095円×1,935戸×3カ月、「業務用」5,448円×250戸×3カ月、「営農用」3,876円×292戸×3カ月、「工業用」27,238円×3戸×3カ月、II 「自家水」2,095円×15戸×3カ月 ※千円未満切り上げ ④大樹町水道事業会計(公共施設を含まない)、「自家水」利用者	R7.4	R7.7

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施概要

4	令和7年度子育て世帯支援事業	<p>①エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を直接的に受けている子育て世帯の負担軽減を図り、かつ地域経済の活性化を図るため、子育て世帯に大樹町内で使用できる地域商品券を交付する。</p> <p>② I 地域商品券、II 郵便料(事前周知分、商品券送付分)</p> <p>③ I 10千円×735人、II 110円×400通、460円×400通</p> <p>④18歳までの児童を有する世帯(児童数×10千円)</p>	R7.12	R8.3
5	大樹町水道基本料金免除事業(R8.1～R8.6分)	<p>①物価高騰の影響を受けている事業者・町民の負担等の負担を軽減するため、令和8年1月から令和8年6月までの6か月間、水道基本料金を免除するとともに、「自家水」利用者に対して「家事用」区分の水道基本料金相当額を給付して、生活支援を行うことを目的とする。</p> <p>② I 水道事業会計補助(「家事用(小口)」、「家事用」、「業務用」、「営農用」、「工業用」契約者)、II 「自家水」利用者</p> <p>③ I 「家事用(小口)」1,467円、「家事用」2,095円、「業務用」5,448円、「営農用」3,876円、「工業用」27,238円 7,366千円/月×6カ月 II 「自家水」2,095円×15戸×6カ月 ※千円未満切り上げ</p> <p>④大樹町水道事業会計(公共施設を含まない)、「自家水」利用者</p>	R8.1	R8.7
6	令和7年度小中学校給食費減免事業	<p>①物価高騰に伴う子育て世帯の負担軽減を図るため、令和7年度給食費のうち、2期分(9期・10期)を減免する。(公的扶助者及び教職員を除く)</p> <p>② I 小学校給食費減免分 II 中学校給食費減免分</p> <p>③ I 一般 1人当(1・6年)9,200円、(2～5年)9,400円 多子 1人当(1・6年)4,600円、(2～5年)4,600円 対象者 児童数 208名、減免額 1,435千円</p> <p>II 一般 1人当(1年)11,200円、(2年)11,000円、(3年)10,600円 多子 1人当(1年)5,600円、(2年)5,400円、(3年)5,200円 対象者 生徒数 119名、減免額 1,228千円</p> <p>④小・中学生のいる世帯</p>	R8.1	R8.3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施概要

7	水産業物価高騰対策緊急支援事業	<p>①物エネルギーや資材等の物価高騰により、水産物の加工・流通に対して多大な影響を受けている大樹漁業協同組合に対して支援を行い、当町の水産業を活力ある産業として発展させる。</p> <p>②Ⅰ 加工資材高騰分 Ⅱ 加工製品等輸送費高騰分 Ⅲ 加工工場等電力高騰分</p> <p>③Ⅰ 2,765,338円 Ⅱ 3,058,816円 Ⅲ 4,725,214円 Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ=10,549,368円×1/2=5,270千円</p> <p>④大樹漁業協同組合</p>	R7.4	R8.3
8	家庭用省エネ機器購入補助金	<p>①家庭におけるエネルギー価格高騰による負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫への買い換えなどの支援</p> <p>②50千円を上限とし、補助金として交付(補助率1/2)</p> <p>③50千円×100世帯</p> <p>④省エネ基準100%以上の冷蔵庫、冷凍庫、エアコンを購入・買換えする住民</p>	R8.4	R9.3
9	高齢者通院手段支援事業	<p>①高齢者等:病気の治療のために医療機関へ通院するための手段がない高齢者及び虚弱老人に対し、タクシー料金の一部を助成することにより生活の安定と保険の向上のためを支援する。</p> <p>②Ⅰ タクシー利用料金 Ⅱ 事務費</p> <p>③Ⅰ 2,101千円、中心部からの行政区ごとの距離に応じて支給 Ⅱ 39千円</p> <p>④通院が必要な高齢者</p>	R7.4	R8.3